

○企業実習実施要綱(長野県総合教育センター)

1 目的

生徒実習において、長野県総合教育センターを会場とする実習（以下「センター実習」という。）の他に、企業等の業務を体験的に学習する実習（企業や試験研究機関等の見学を含む）（以下「企業実習」という。）を、生徒実習の一部として位置づけ、センター実習と併せて実施することにより、相乗的に学習の深化を図り、将来のスペシャリストとして必要な専門性に関する知識・技術の習得を目的とする。

2 対象

センター実習を行う県立高等学校の工業科の生徒を対象とする。ただし、企業等の見学については、農業科・商業科も対象とする。

3 実施形態

- (1) 長野県総合教育センター（以下「センター」という。）が定めた企業等において実施する。
- (2) センター実習1日と企業実習1日の計2日間の実習を行う。（生徒実習の実習回数は、2回以上となる。様式第1号へは2行入力する）
- (3) 生徒を2グループに分け、センター実習と企業実習を並行して実施する。

	1日目	2日目
第1グループ	センター実習	企業実習
第2グループ	企業実習	センター実習

- (4) 企業等の見学については、センター実習と適切に組み合わせて計画し、実施する。

4 実習内容

各専門分野における以下の内容を、センターが定めた企業等の業務に即し、社員の指導を受けながら、実践的な活動をとおして体験的に学習を行う。

- (1) 学校での学習を実地体験することにより、学習の深化を図る内容
 - (2) 学校での学習を発展させ、先端的技術に対応した内容
- なお、企業等の見学については、相手先と事前に打合せた内容とする。

5 保険の加入

企業実習に参加する生徒は、任意の損害保険及び賠償責任保険に加入すること。

6 制限事項

企業実習（企業等の見学を含む。）単独の申込みは受け付けない。

7 その他

- (1) 詳細については、申込みがあった学校担当者とセンターの担当者が別途打合せを行う。
- (2) その他の事項については、「生徒実習実施要綱」による。

(平成29年4月1日一部改定)